

貨物利用運送事業法に基づく揭示（利用運送の区域又は区間、業務の範囲等）

・自動車

利用運送の種類	第一種利用運送事業
利用運送機関の種類	貨物自動車
利用運送の区域又は区間	近畿圏 他
業務の範囲	一般事業

・内航海運

利用運送の種類	第一種利用運送事業
利用運送機関の種類	内航海運
利用運送の区域又は区間	国内各港間
業務の範囲	限定なし
貨物の集配の拠点	仕立港及び仕向港周辺

・外航海運

利用運送の種類	第一種利用運送事業
利用運送機関の種類	外航海運
利用運送の区域又は区間	（国内）神戸港・大阪港・東京港 他 （国外）アジア地域 他
業務の範囲	限定なし
貨物の集配の拠点	仕立港及び仕向港周辺